

滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員の資格基準

滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員（以下「教職大学院研究者教員」という。）の資格基準については、国立大学法人滋賀大学学則（平成16年4月1日制定）第82条及び専門職大学院設置基準第5条の規定に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

1 教職大学院研究者教員（授業及び研究指導教員）の資格基準

授業及び研究指導を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、「滋賀大学教育学系教員選考基準」（平成16年4月1日制定）に定める「教授資格基準」に加え、担当授業科目に関する著書又は学術論文が、相当数以上あること。
- (2) 担当授業科目に関する研究業績のうち、1編以上は、最近5年以内に公表したものが含まれていること。
- (3) 本学又は他の大学院において通算5年以上の教育経験を有する者であること。
- (4) 教育実践に関する論文等を3編以上有する者
- (5) 次のいずれかの実務経験を有する者
 - ア 5年以上の教職等の経験
 - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
 - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

2 教職大学院研究者教員（授業及び研究指導補助教員）の資格基準

授業及び研究指導補助を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、前項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、「教授資格基準」とあるのは、「准教授資格基準」と読み替えるものとする。
- (2) 本学又は他大学等において通算2年以上の講師以上の職歴又は講師相当の職歴（専任に限る。）を有する者、若しくは、大学院教育に対する識見を有すると認められる者であること。
- (3) 教育実践に関する論文等を1編以上有する者
- (4) 次のいずれかの実務経験を有する者
 - ア 2年以上の教職等の経験
 - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
 - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

3 教職大学院研究者教員（授業担当教員）の資格基準

授業を担当できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究業績については、第1項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、「教授資格基準」とあるのは、「准教授資格基準」と読み替えるものとする。
- (2) 本学又は他大学等において通算2年以上の講師以上の職歴又は講師相当の職歴（専任に限る。）を有する者、若しくは、大学院教育に対する識見を有すると認められる者であること。
- (3) 教育実践に関する論文等を1編以上有する者
- (4) 次のいずれかの実務経験を有する者
 - ア 2年以上の教職等の経験
 - イ 教育や行政に係る委員会等の委員の経験
 - ウ 研究会・研修会等での教員を対象とした指導や助言の経験

附 記

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 記

この基準は、令和2年1月23日から施行し、令和元年10月1日から適用する。